

重 要 事 項 説 明

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年3月31日内閣府令第39号) 第23条の規定に基づく揭示内容)

令和8年4月1日現在

施設名称	かんだ保育園																										
施設類型	保育所																										
所在地	都窪郡早島町早島4849-1																										
園長氏名	福森 真由美																										
電話番号	(086)-480-0580																										
受け入れ対象児童	① 2号認定子ども(3歳以上の幼児教育・保育を必要とする子ども) ② 3号認定子ども(3歳未満の保育を必要とする子ども)																										
設置者名・所在地	社会福祉法人中野社会福祉協会 理事長 中野 史明 (倉敷市藤戸町天城2065番地1)																										
事業開始年月日	平成16年4月1日																										
施設の目的及び運営方針	早島町からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。																										
提供する教育及び保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供する。																										
職員の職種、員数及び職務の内容	<table><tr><th>職 種</th><th>員 数</th><th>職 務 内 容</th></tr><tr><td>園長</td><td>1名</td><td>園の運営を総括管理し、所属職員を指揮・監督する。</td></tr><tr><td>主任</td><td>1名以上</td><td>園長を補佐し、園長が欠けた場合には園長の職務を代行し、保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</td></tr><tr><td>副主任</td><td>2名</td><td>主任を補佐し、保育士(リーダー)・その他職員に対して、業務の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</td></tr><tr><td>保育士</td><td>15名以上</td><td>園児の保育業務を担当する。</td></tr><tr><td>(管理)栄養士</td><td>1名以上</td><td>園児の栄養の指導・管理、調理職員の指揮・監督、調理業務を行う。</td></tr><tr><td>調理員</td><td>1名以上</td><td>園での調理業務等を行う。</td></tr><tr><td>事務員</td><td>1名</td><td>園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。</td></tr></table>			職 種	員 数	職 務 内 容	園長	1名	園の運営を総括管理し、所属職員を指揮・監督する。	主任	1名以上	園長を補佐し、園長が欠けた場合には園長の職務を代行し、保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	副主任	2名	主任を補佐し、保育士(リーダー)・その他職員に対して、業務の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	保育士	15名以上	園児の保育業務を担当する。	(管理)栄養士	1名以上	園児の栄養の指導・管理、調理職員の指揮・監督、調理業務を行う。	調理員	1名以上	園での調理業務等を行う。	事務員	1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。
職 種	員 数	職 務 内 容																									
園長	1名	園の運営を総括管理し、所属職員を指揮・監督する。																									
主任	1名以上	園長を補佐し、園長が欠けた場合には園長の職務を代行し、保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。																									
副主任	2名	主任を補佐し、保育士(リーダー)・その他職員に対して、業務の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。																									
保育士	15名以上	園児の保育業務を担当する。																									
(管理)栄養士	1名以上	園児の栄養の指導・管理、調理職員の指揮・監督、調理業務を行う。																									
調理員	1名以上	園での調理業務等を行う。																									
事務員	1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。																									
嘱託医等の氏名、業務内容	<table><tr><th>職 種</th><th>氏名(医療機関名等) ・ 主な業務内容</th></tr><tr><td>嘱託医</td><td>山本 幹太(大高こどもクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など</td></tr><tr><td>嘱託歯科医</td><td>渡辺 浩一(ワタナベ歯科医院) 歯科健診(年1回)</td></tr></table>			職 種	氏名(医療機関名等) ・ 主な業務内容	嘱託医	山本 幹太(大高こどもクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など	嘱託歯科医	渡辺 浩一(ワタナベ歯科医院) 歯科健診(年1回)																		
職 種	氏名(医療機関名等) ・ 主な業務内容																										
嘱託医	山本 幹太(大高こどもクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など																										
嘱託歯科医	渡辺 浩一(ワタナベ歯科医院) 歯科健診(年1回)																										
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	<table><tr><td>開所日</td><td>次に掲げる休園日を除く、月～土曜日</td></tr><tr><td>休園日</td><td>日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)</td></tr><tr><td>開所時間(延長保育を除く)</td><td>7:00～18:00 ただし、保育短時間認定に係る利用時間は、8:30～16:30までの8時間とする。</td></tr><tr><td>超過保育時間(保育短時間認定)</td><td>7:00～8:30、16:30～18:00</td></tr><tr><td>延長保育時間</td><td>18:00～19:00</td></tr></table>			開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日	休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)	開所時間(延長保育を除く)	7:00～18:00 ただし、保育短時間認定に係る利用時間は、8:30～16:30までの8時間とする。	超過保育時間(保育短時間認定)	7:00～8:30、16:30～18:00	延長保育時間	18:00～19:00														
開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日																										
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)																										
開所時間(延長保育を除く)	7:00～18:00 ただし、保育短時間認定に係る利用時間は、8:30～16:30までの8時間とする。																										
超過保育時間(保育短時間認定)	7:00～8:30、16:30～18:00																										
延長保育時間	18:00～19:00																										
教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額	○ 利用者負担 <table><tr><td>保育料月額</td><td>早島町の定める保育所保育料月額</td></tr><tr><td>超過保育料</td><td>日額200円</td></tr><tr><td>延長保育料</td><td>日額500円、月額3,500円(おやつ代を含む)</td></tr><tr><td>実費徴収金(諸費)</td><td>災害共済掛金(年額240円)、3歳以上児の主食代(月額1,500円)副食代(月額5,100円)共に早島町が補助 4歳以上児の教育協力費(月額1,000円)個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。</td></tr></table> ○ 利用者負担金の徴収方法 <table><tr><td>当月分の保育料</td><td>早島町から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)してください。</td></tr><tr><td>当月分の延長保育料</td><td>コードモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ・ 月極利用については、当月の20日に口座引き落とし致します。 ・ 日極利用については、翌月の20日に口座引き落とし致します。</td></tr><tr><td>実費徴収金(諸費)</td><td>コードモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ①災害共済掛金(年払)・・・入所月20日に口座引き落とし致します。 ②教育協力費(月払)・・・当月20日に口座引き落とし致します。 ③その他の実費については、適宜、徴収します。</td></tr></table> ※ 指定する納期限が日曜日・祝日にあたる場合は、その翌日を納期限とします。			保育料月額	早島町の定める保育所保育料月額	超過保育料	日額200円	延長保育料	日額500円、月額3,500円(おやつ代を含む)	実費徴収金(諸費)	災害共済掛金(年額240円)、3歳以上児の主食代(月額1,500円)副食代(月額5,100円)共に早島町が補助 4歳以上児の教育協力費(月額1,000円)個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。	当月分の保育料	早島町から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)してください。	当月分の延長保育料	コードモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ・ 月極利用については、当月の20日に口座引き落とし致します。 ・ 日極利用については、翌月の20日に口座引き落とし致します。	実費徴収金(諸費)	コードモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ①災害共済掛金(年払)・・・入所月20日に口座引き落とし致します。 ②教育協力費(月払)・・・当月20日に口座引き落とし致します。 ③その他の実費については、適宜、徴収します。										
保育料月額	早島町の定める保育所保育料月額																										
超過保育料	日額200円																										
延長保育料	日額500円、月額3,500円(おやつ代を含む)																										
実費徴収金(諸費)	災害共済掛金(年額240円)、3歳以上児の主食代(月額1,500円)副食代(月額5,100円)共に早島町が補助 4歳以上児の教育協力費(月額1,000円)個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。																										
当月分の保育料	早島町から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)してください。																										
当月分の延長保育料	コードモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ・ 月極利用については、当月の20日に口座引き落とし致します。 ・ 日極利用については、翌月の20日に口座引き落とし致します。																										
実費徴収金(諸費)	コードモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ①災害共済掛金(年払)・・・入所月20日に口座引き落とし致します。 ②教育協力費(月払)・・・当月20日に口座引き落とし致します。 ③その他の実費については、適宜、徴収します。																										
小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	○ 利用定員合計 120人 <table><tr><td>2号認定子どもに係る利用定員</td><td>3歳～5歳児 68人</td></tr><tr><td>3号認定子どもに係る利用定員</td><td>乳児(生後57日目から受け入れ) 10人 1歳～2歳児 42人</td></tr></table>			2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 68人	3号認定子どもに係る利用定員	乳児(生後57日目から受け入れ) 10人 1歳～2歳児 42人																				
2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 68人																										
3号認定子どもに係る利用定員	乳児(生後57日目から受け入れ) 10人 1歳～2歳児 42人																										

施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項(入所選考方法)	○ 利用開始(平成28年度入所申込みから適用) ① 利用申込み 早島町から交付された「支給認定証の写」を添えて、当園又は早島町健康福祉課へ入所の申込みを行ってください。 入所申込書及び添付書類については、早島町の定める様式を使用します。 ↓ ② 入所選考 早島町<u>の入所選考基準に基づき、早島町が入所決定を行います。</u> ↓ ③ 利用契約・利用開始 <u>保育所における保育は、早島町との直接契約となります。</u> 早島町からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。 ○ 利用終了 年度途中で退園される場合は、事前(少なくとも退園予定日の2週間前)に当園に申し出て、退所届をご提出ください。 (併せて早島町健康福祉課で教育・保育給付認定の手続きを行ってください)
緊急時等における対応方法	○ 園での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。 ○ 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。 (例) 園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき。 台風の接近などにより、避難指示(勧告)が発令されたとき。
非常災害対策	○ 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 園児に対して防災教育を行います。 ○ 緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時(又は発生が予測される場合)には、次の場所に避難します。 第1避難場所……かんだ保育園(岡山県都窪郡早島町早島4849-1) 第2避難場所……山崎鉄工所(岡山県都窪郡早島町早島4743-1)
虐待の防止のための措置に関する事項	○ 職員に対する措置 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。
法令順守のための措置に関する事項	○ 法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 《園長》 福森 真由美
その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	○ 給食提供 当園では、完全給食(3歳以上児の主食提供を含む)を提供します。 ただし、指定した日については、食育の観点から「弁当の日」としますので、当日は弁当を持参してください。 ○ 園児が加入する保険 ① 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部、4,000万円(障がい見舞金)、3,000万円(死亡見舞金) ② 賠償責任保険(全私保連保険制度) 保険内容 上記に同じ 保険金額 (施設賠)対人1名2億円/1事故10億円 対物1事故200万円 (生産物賠)対人1名2億円/1事故10億円 対物1事故・期間中200万円

○ **第三者評価・会計監査**
当園では、適切な施設運営を確保するために、監査を実施しています。
監査 《監事》 西岡安彦 山下 文雄○ **苦情受付担当者の職・氏名・連絡先**
主任 和田 久仁子 (TEL480-0580)

※ 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※ 本重要事項説明に関してご不明な点がございましたら、園長までお尋ねください。